

## 令和 8 年度処遇改善の実施について

令和 8 年 4 月  
社会福祉法人本永福祉会

### 1. 処遇改善の考え方

当法人では、職員の処遇改善について「業務内容・役割・勤務実態に応じた適正な評価」を基本方針とし、継続的な見直しを行います。

### 2. 主な見直しポイント

#### (1) 介護職員以外への改善割合の見直し

これまで主に介護職員を中心に実施してきた処遇改善について、法人運営を支える他職種についても適正に改善されるよう調整を行います。

職種ごとの役割や業務内容を踏まえ、バランスを考慮した配分としています。

#### (2) 変則勤務に対する評価

勤務時間帯の違いによる負担や業務特性を踏まえ、複数の勤務時間を担う方について前年度の実績に基づき評価を行いました。

これにより、不規則な勤務時間による負担を処遇に反映しています。

### 3. 配分方法について

処遇改善の配分にあたっては、以下の要素を総合的に勘案しています。

職種および役割

勤務形態（時間帯・シフト等）

業務内容および責任の程度

経験・技能・貢献度 等

※過去の改善実績に基づく調整を一部含みますが、全体の公平性・妥当性を確保する観点で実施しています。

### 4. 今後について

処遇改善については、制度改正や法人の経営状況、職員の働き方の変化等を踏まえ、今後も継続的に見直しを行います。

職員の皆様が安心して働き続けられる環境づくりに向けて、引き続き取り組んでまいります。